

県南広域振興局長告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年8月25日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢羽田町字中袋66番1地先から東中通り二丁目137番4地先まで	新	A 101.0～9.0 m	m 1,499.0
奥州市水沢佐倉河字下谷起34番3地先から29番地先まで		B 16.8～11.6	35.7
奥州市水沢羽田町字中袋66番1地先から東中通り二丁目137番4地先まで	旧	A 101.0～9.0	1,499.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 令和2年8月25日から同年9月25日まで